

2023年度 事業報告書

自 2023 年 4 月 1 日～至 2024 年 3 月 31 日



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

指定金融ADR機関

(金融庁)



かいけつサポート

調停・和解サービス

(法務省)

目 次

2023年度 事業報告

第1章 事業活動の概要

1. 事業の成果	1
2. 事業の実施に関する事項	2

第2章 業務に関する報告

1. 総 括	5
2. 当センターの業務の実施方法等	6
3. 当センターの主な事業の実施状況	6
4. 当センターにおいて実施した紛争等解決業務等の動向	8
5. あっせん・苦情・相談の状況	10
6. 苦情・紛争解決制度に対する利用者の信頼性向上等に向けた対応等	19

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

1. 総 会	22
2. 理事会	22
3. 運営審議委員会	23
4. あっせん委員候補者推薦委員会	24

2023年度 財務報告

1. 2023年度会計財産目録	25
2. 2023年度貸借対照表	26
3. 2023年度収支計算書	27

2023年度 役員・運営審議委員・あっせん委員等名簿

1. 役 員	29
2. 特別顧問	29
3. 運営審議委員会	30
4. あっせん委員候補者推薦委員会	30
5. あっせん委員名簿	31

2023年度 事業報告

第1章 事業活動の概要

1. 事業の成果

特定非営利活動法人である当センターは、金融分野の裁判外紛争解決手続（以下「金融ADR」という。）の専門機関として、中立・公正な立場で苦情・紛争を解決する業務やこれに付随する業務に取り組んでいる。

具体的には、当センターの相談員が仲介して、顧客からの金融商品取引業等業務に関する苦情を相手方の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）に取次ぎ、必要な助言等を添えつつ金商業者等から受けた社内調査報告を顧客に伝えるなどして、その解決を促進するとともに、苦情解決の段階で顧客の納得が得られない場合には、顧客又は金商業者等からの申立てを受けて、金融分野に精通する弁護士である紛争解決委員（あっせん委員）の下で話し合いによる解決を図る紛争解決（あっせん）手続を実施している。

当年度においても、あっせんの申立て227件、苦情の申出1,155件に迅速に対応するとともに、紛争解決（あっせん）手続においては、前年度からの継続案件も含め、175件につき、金商業者等と顧客との間に和解を成立させた。

当センターが対象とする金商業者等は、次のとおり金融商品取引業の分野を網羅し、広く顧客が金融ADRの恩恵を受けられるようにしている。

- ① 第一種金商業者（証券会社、FX専業事業者、暗号資産関連デリバティブ取引業、電子記録移転権利等の売買その他の取引業等）⇒第一種金融商品取引業に対応する指定紛争解決機関（指定第一種紛争解決機関）として
- ② 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業関係の自主規制機関に加入する事業者⇒金融ADR代替措置実施機関として
- ③ 自主規制機関である日本証券業協会に加入する登録金融機関（銀行等金融機関）⇒金融ADR代替措置実施機関として
- ④ 自主規制機関未加入の第二種金商業者⇒第二種金商業者に関する認定投資者保護団体として

①の事業者と顧客との紛争等解決業務は手続実施基本契約に基づき、また、①、②及び③の事業者と顧客との紛争等解決業務は、これら事業者が加入する自主規制機関との協定に基づき（協定事業者向けとして）実施している。④の事業者と顧客との紛争等解決業務は、当該事業者からの利用登録申請に基づき（特定事業者向けとして）実施している。

（備考）

- i. 当センターは、金融庁より、2010年2月19日に認定投資者保護団体としての認定を、また、2011年2月15日に指定紛争解決機関としての指定をそれぞれ受けている。
- ii. 当センターが行うすべての紛争等解決業務は、法務省認証（2010年1月22日）の紛争解決事業者として実施している。

iii. 当センターの業務委託元（協定締結先）である自主規制機関は、日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会及び一般社団法人日本STO協会の7団体である。

また、紛争等解決業務に付随して、顧客一般からの金融商品取引業等業務等に関する広範囲の相談4,690件に応じた。

このほか、利用者の信頼感や当センターの苦情・紛争解決制度の信頼性の向上、同種の苦情・紛争の未然防止等を図るため、顧客一般や対象事業者向けに、当センターホームページ等を通じて、取り扱ったあっせん、苦情及び相談に関する統計・事例等の情報を提供したほか、当センターの紛争等解決業務について一層の周知を図るとともに、金融ADRによる解決の仕組みに関する理解浸透を促進するため、各般の普及・啓発活動を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

○ 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の 事業費の金額
①金商業者等の業務に関する利用者からの相談に対応する事業	金商業者等の業務及び当該業務に関する制度等について顧客からの相談に応じ、その疑義を解明する。	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 大阪府大阪市 【大阪事務所】 (C) 職員27名（うち相談員13名）	(D) 一般消費者 (E) 4,690名	307,977千円 (①及び②)

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の 事業費の金額
②金融商品取引紛争に係る苦情解決及びあっせんを行う事業	【苦情解決】 顧客からの金商業者等の業務に関する苦情を相手方である事業者に取り次ぎ、その解決を図る。 【あっせん】 中立・公正な紛争解決委員(あっせん委員)が、顧客と金商業者等の双方から事情を聴取したうえで、話し合いによりその解決を図る。	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 大阪府大阪市 【大阪事務所】 上記のほか、都道府県庁所在地等であっせんを実施 (C) 委嘱弁護士(あっせん委員) 38名、職員27名(うち相談員13名)	(D) 一般消費者 (E) 1,382名	※①参照

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の事業 費の金額
③金融商品取引紛 争の解決事例の 概要（当事者の 秘密に関する事 項を除く。）に関 する事業者及び 利用者への情報 提供事業	あっせん、苦情及 び相談に関する統 計、事例等の情報 提供 イ．利用者一般へ のホームページ による情報提供 ロ．相手方対象事 業者（当センタ ーを利用する消 費者の相手方にな り得る事業者）への周知	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 (C) 職員6名	(D) 一般消費者 (E) 左記イ．は不特定 多数 左記ロ．は延べ 829社	3,358千円 (③及び④)
④前各号に掲げる 事業に付随する 一切の事業	当センターの事業 内容のリーフレッ ト等の広報活動資 料の作成等	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 (C) 職員6名	(D) 一般消費者 (E) 不特定多数	

第2章 業務に関する報告

1. 総 括

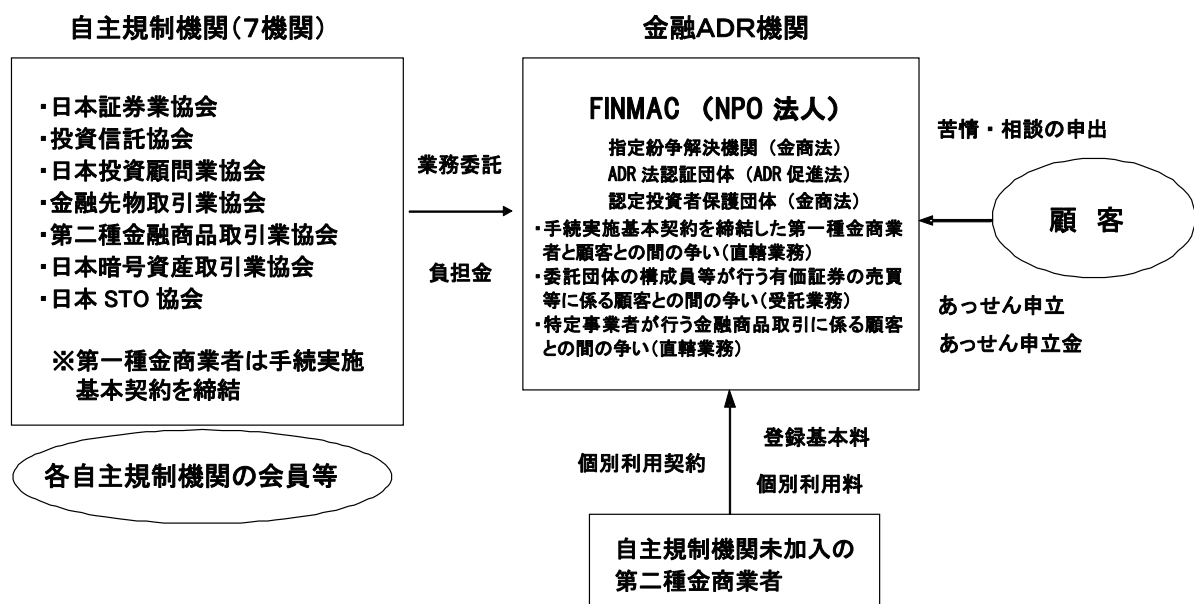
当センターは、金融ADRを行う専門機関として、顧客と金商業者等との間の金融商品取引を巡るトラブル解決等を実施している。

具体的には、第一種金商業者のほか、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業関係の自主規制機関に加入する事業者、日本証券業協会に加入する登録金融機関、加えて、自主規制機関未加入の第二種金商業者が行う業務を巡り苦情・紛争となった事案について、顧客からの申出に基づき、中立・公正な立場で解決に向けて尽力した。

自主規制機関加入の第一種金商業者、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の各事業者並びに登録金融機関（当年度末計2,328社）と顧客とのトラブル解決は、加入する自主規制機関との協定に基づき（協定事業者として）、また、自主規制機関未加入の第二種金商業者（当年度末410社）と顧客とのトラブル解決については、当該事業者からの利用登録申請に基づき（特定事業者として）、それぞれ実施した。

このほか、顧客一般から金融商品取引業等及び当センターの業務に関する制度等について相談に応じるとともに、顧客一般や対象事業者向けに、当センターホームページ等を通じて、取り扱ったあっせん、苦情及び相談に関する統計・事例等の情報を提供したほか、当センターの業務内容の周知等のため、各般の普及・啓発活動を実施した。

【当センター（FINMAC）の概要】

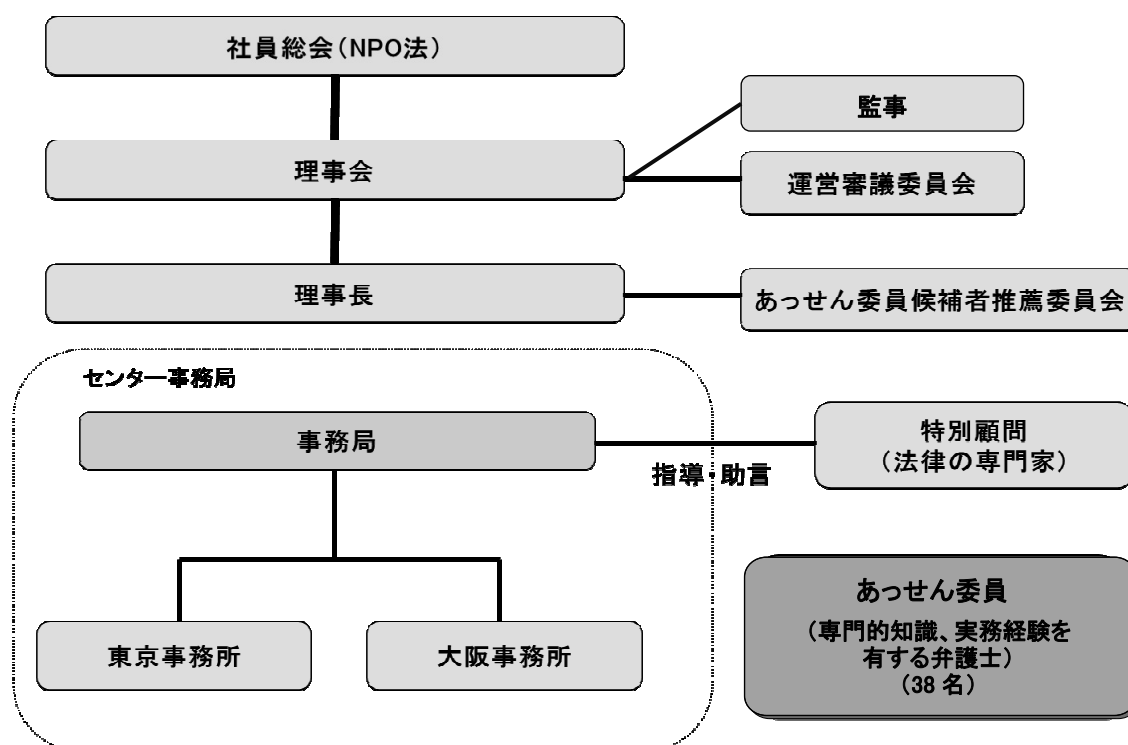


2. 当センターの業務の実施方法等

東京都内に本部を、大阪市内に事務所を置き、金融商品取引に関する専門的な知識を有する相談員を配置して苦情解決業務や相談業務に当たるとともに、金融分野の専門知識を持つ実務経験豊かな弁護士を紛争解決委員（あっせん委員）に選任し、あっせん業務を実施した。

このほか、フリーダイヤルによる相談・苦情の受付や都道府県庁所在地等でのあっせん実施など、利用者の利便性向上にも配慮した。

【当センターの組織体制】



3. 当センターの主な事業の実施状況

当年度は、前年度に引き続き、以下の業務を中心に取り組んだ。

(1) 紛争解決、苦情処理及び相談業務の実施

金融ADR制度の趣旨にのっとり、金商業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、紛争解決、苦情処理及び相談業務を実施した。

(2) あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取り組み

あっせん業務研究会、相談員研修を開催し、事例研究や意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取り組みを行った。

(3) 紛争解決業務の情報提供

金融商品取引に係るトラブルの未然防止及び金商業者等のコンプライアンス態勢の充実向

上に資するため、あっせんの状況、苦情処理等について適切な情報提供を行った。

(4) 他のADR機関、自主規制機関等との緊密な連携

他のADR機関及び業務委託元である自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会及び一般社団法人日本STO協会）等との緊密な連携を図った。

(5) 普及啓発活動の実施

当センターのホームページの活用等により、当センターの意義、役割の周知及び活動内容の理解浸透に努めた。

(6) 業務の質の向上に向けた継続的な取り組み

金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取り組みを行った。

4. 当センターにおいて実施した紛争等解決業務等の動向

(1) あっせん・苦情・相談の受付状況

当年度においては、「あっせん」が前年度比49件増（27.5%増）の227件、「苦情」は同111件減（8.8%減）の1,155件、「相談」は同37件増（0.8%増）の4,690件となった。

（単位：件）

	あっせん	苦情	相談
2023年度	227	1,155	4,690
2022年度	178	1,266	4,653
2021年度	117	928	4,148

(2) 事業者主体別内訳

前年度同様、「あっせん」は全て協定事業者（業務委託元である自主規制機関に所属する金商業者等）であり、「苦情」及び「相談」についても協定事業者が大部分を占めた。

（単位：件）

	あっせん		苦情		相談	
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
協 定 事 業 者	227	178	1,154	1,265	3,341	3,257
特 定 事 業 者	0	0	1	1	5	3
そ の 他	0	0	0	0	1,344	1,393
合 計	227	178	1,155	1,266	4,690	4,653

（注）「協定事業者」とは、業務委託元の自主規制機関（7団体）の構成員。

「特定事業者」とは、当センターに個別利用登録した第二種金商業者。

「その他」とは、いずれの分類にも属さない事業者（当センターが取り扱う商品・サービスでない場合）。

(3) 協定事業者別内訳

日本証券業協会の「あっせん」及び「相談」が大幅に増加、「苦情」が減少した。また、投資信託協会及び日本暗号資産取引業協会の「相談」が増加した一方、金融先物取引業協会の「あっせん」、「苦情」及び「相談」が大幅に減少し、日本投資顧問業協会及び第二種金融商品取引業協会の「苦情」及び「相談」が減少した。

（単位：件）

	あっせん		苦情		相談	
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
日 本 証 券 業 協 会	220	165	1,058	1,140	2,961	2,784
金 融 先 物 取 引 業 協 会	2	9	63	81	161	216
日 本 投 資 顧 問 業 協 会	3	3	19	26	86	113
投 資 信 託 協 会	0	0	5	4	23	16
第二種金融商品取引業協会	1	1	7	13	96	124
日本暗号資産取引業協会	1	0	2	1	14	4
日 本 S T O 協 会	0	0	0	0	0	0
合 計	227	178	1,154	1,265	3,341	3,257

(4) 業態種別内訳

「あっせん」では第一種金融商品取引業務が大幅に増加した。「苦情」では投資助言・代理業務が僅かに増加した一方、第一種金融商品取引業務、第二種金融商品取引業務、投資運用業務及び登録金融機関業務が減少した。「相談」では第一種金融商品取引業務及び登録金融機関業務が増加した一方、第二種金融商品取引業務、投資運用業務及び投資助言・代理業務が減少した。

(単位：件)

	あっせん		苦情		相談	
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
第一種金融商品取引業務	222	173	1,098	1,196	2,854	2,738
第二種金融商品取引業務	1	1	8	14	101	127
投資運用業務	2	3	16	24	63	93
投資助言・代理業務	1	0	8	6	51	59
登録金融機関業務	1	1	25	26	287	266
その他の業務	0	0	0	0	1,334	1,370
合 計	227	178	1,155	1,266	4,690	4,653

(注)「その他の業務」には、当センターが取り扱う商品・サービスでないものを含む。

(5) 商品別内訳

「あっせん」では仕組債が大幅に増加し、大部分を占めた。「苦情」では債券（仕組債を除く）が増加した一方、株式、仕組債、投資信託、デリバティブ（金融先物等）等全体的に減少した。「相談」では株式、暗号資産デリバティブ及び商品関連デリバティブが増加した一方、債券（仕組債を除く）、仕組債、投資信託、第二種業取扱商品、ラップ、先物オプションが減少した。

(単位：件)

	あっせん		苦情		相談	
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
株 式	14	26	296	326	1,154	988
債券（仕組債を除く）	20	13	129	124	217	300
仕 組 債	174	95	360	364	191	370
投 資 信 託	5	20	129	188	528	565
デ リ バ テ ィ ブ	10	18	90	119	179	290
有 価 証 券 関 連	1	0	7	17	15	18
金 融 先 物 等	2	9	63	80	135	246
C F D	4	7	16	19	25	22
そ の 他	3	2	4	3	4	4
E T N	0	0	0	2	0	1
暗号資産デリバティブ	1	0	2	1	13	3
商品関連デリバティブ	0	2	6	11	18	14
第二種業取扱商品	1	1	8	13	32	46
ラ ッ プ	2	3	9	19	38	68
先物オプション	0	0	0	3	3	7
そ の 他	0	0	126	96	2,317	2,001
合 計	227	178	1,155	1,266	4,690	4,653

○E T NはV I XインバースE T Nの件数である（以下同じ。）。

- (注) 1.「デリバティブ（金融先物等）」は、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金（FX）取引等である。
2.「デリバティブ（その他）」は、金利・為替スワップ、天候デリバティブ等である。
3.「第二種金融商品取引業取扱商品」は、信託受益権、集団的投資スキーム持分、商品ファンド等である。
4.「その他」には、個別商品とは直接関連のない事案を含む。

5. あっせん・苦情・相談の状況

(1) あっせんの状況

当年度における「あっせん」の新規申立件数は、前年度の178件から49件増（27.5%増）の227件であった。

また、「あっせん」の終結件数も、前年度130件から96件増（73.8%増）の226件であった。

（単位：件）

あっせん		2023年度	2022年度
新規申立件数		227	178
終 結 件 数		226	130
	和 解	175	87
	不 調	43	40
	取 下 げ 等	8	3
期末係属件数		85	84

① 内容別内訳

当年度における「あっせん」の内容別内訳は、前年度同様、「勧誘に関する紛争」（206件）が最も多く、「売買取引に関する紛争」（17件）が続いた。

（単位：件、%）

年 度	区 分	勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言	その他	合計
2023 年度	件 数	206	17	1	2	1	0	227
	構成比	90.7	7.5	0.4	0.9	0.4	0	100
2022 年度	件 数	146	27	3	2	0	0	178
	構成比	82.0	15.2	1.7	1.1	0	0	100

（注）1. 顧客の申出内容に応じて、次のとおり分類している（内容別内訳については以下同じ。）。

「勧誘」は、説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘等に関するもの。

「売買取引」は、無断売買、売買執行ミス等に関するもの。

「事務処理」は、入出金等の手続事務等のミス、遅延等に関するもの。

「投資運用」は、投資一任・ファンド運用、投資信託委託業務等に関するもの。

「投資助言」は、投資判断に関して助言を行う業務等に関するもの。

「その他」は、いずれの分類にも属さないもの。

2. 構成比の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で 100%にならない場合がある（以下同じ。）。

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳について見ると、「勧誘」では、「説明義務」（164件）が最も多く、次いで「適合性の原則」（29件）となった。

○「勧誘」のうち主なもの

（単位：件、%）

内 容	2023年度	2022年度
説明義務	164 (72.2)	105 (59.0)
適合性の原則	29 (12.8)	33 (18.5)
断定的判断の提供	7 (3.1)	3 (1.7)

○「売買取引」のうち主なもの

(単位：件、%)

内 容	2023年度	2022年度
過当売買	4 (1.8)	7 (3.9)
無断売買	2 (0.9)	1 (0.6)
システム障害	1 (0.4)	2 (1.1)

(注) 括弧内は、あっせん申立件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別の件数は、「仕組債」(174件)が8割弱を占め、次いで「債券(仕組債を除く)」(20件)、「株式」(14件)の順となった。

(単位：件、%)

	2023年度		2022年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	14	6.2	26	14.6
債券 (仕組債を除く)	20	8.8	13	7.3
仕 組 債	174	76.7	95	53.4
投 資 信 託	5	2.2	20	11.2
デ リ バ テ ィ ブ	10	4.4	18	10.1
有 価 証 券 関 連	1	0.4	0	0
金 融 先 物 等	2	0.9	9	5.1
C F D	4	1.8	7	3.9
そ の 他	3	1.3	2	1.1
E T N	0	0	0	0
暗号資産デリバティブ	1	0.4	0	0
商品関連デリバティブ	0	0	2	1.1
第二種業取扱商品	1	0.4	1	0.6
ラ ッ プ	2	0.9	3	1.7
先物オプション	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	227	100	178	100

④ 業態別内訳

当年度における業態別内訳は、前年度同様、「証券会社」(222件)が大部分を占めた。

(単位：件、%)

		証券会社	登録金融機関	F X 専業	暗号資産取引業者	商品デリバティブ業者	金融商品仲介業者	その他	合 計
2023年度	件 数	222	1	0	1	0	0	3	227
	構成比	97.8	0.4	0	0.4	0	0	1.3	100
2022年度	件 数	169	1	2	0	1	0	5	178
	構成比	94.9	0.6	1.1	0	0.6	0	2.8	100

(注)「その他」は、投資助言会社、F X業務等を営むその他事業者(以下同じ。)

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、前年度同様、「個人」(215件)が大部分を占めた。
 なお、「個人」のうち男女の構成比では、前年度と同様、男性の比率が女性を上回った。

(単位：件、%)

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2023 年度	件 数	112	103	12	227
	構成比	49.3	45.4	5.3	100
2022 年度	件 数	83	79	16	178
	構成比	46.6	44.4	9.0	100

⑥ 地区別内訳

当年度は、東京が過半数を占め、次いで名古屋、大阪、九州の順となった。

(単位：件、%)

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2023 年度	件 数	3	7	158	21	2	15	7	5
	構成比	1.3	3.1	69.6	9.3	0.9	6.6	3.1	2.2
2022 年度	件 数	7	7	111	18	2	17	2	6
	構成比	3.9	3.9	62.4	10.1	1.1	9.6	1.1	3.4

		九州	その他	合計
2023 年度	件 数	9	0	227
	構成比	4.0	0	100
2022 年度	件 数	8	0	178
	構成比	4.5	0	100

(注)「その他」は、相談者の所在地を特定できないもの(携帯電話等からのもの。地区別内訳については以下同じ。)

(2) 苦情の状況

当年度における苦情の受付件数は、前年度に比べ 111 件減（8.8%減）の 1,155 件であった。

苦情のうち、金商業者等に取り次いだものは 938 件（81.2%）、申出者の意向等により取り次がなかったものは 217 件（18.8%）であった。

（単位：件）

項目	2023 年度	2022 年度
新規受付件数	1,155	1,266
金商業者等に取り次いだもの	938	1,074
金商業者等に取り次がなかったもの	217	192
終結件数	1,129	1,195
解決	912	1,021
あっせんへの移行	216	174
不調	0	0
その他	1	0
期末未済件数	150	124

① 内容別内訳

当年度における内容別の件数は、「勧誘に関する苦情」（524件）が最も多く、「売買取引に関する苦情」（267件）、「事務処理に関する苦情」（223件）が続いた。

（単位：件、%）

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言	その他	合計
2023 年度	件 数	524	267	223	7	7	127	1,155
	構成比	45.4	23.1	19.3	0.6	0.6	11.0	100
2022 年度	件 数	604	334	178	5	5	140	1,266
	構成比	47.7	26.4	14.1	0.4	0.4	11.1	100

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳のうち、主なものは以下のとおりである。

○「勧誘」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2023年度	2022年度
説明義務	380 (32.9)	388 (30.6)
適合性の原則	57 (4.9)	83 (6.6)
強引な勧誘	47 (4.1)	80 (6.3)

○「売買取引」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2023年度	2022年度
売買一般	83 (7.2)	93 (7.3)
取引制度	68 (5.9)	112 (8.8)
無断売買	41 (3.5)	26 (2.1)

（注）「売買一般」とは、「売買取引」のうち、無断売買、扱者主導、売買執行ミス、システム障害等に分類されないもの。

○「事務処理」のうち主なもの (単位：件、%)

	2023年度	2022年度
証券会社	70 (6.1)	16 (1.3)
入出金・入出庫	51 (4.4)	49 (3.9)
口座開設・移管等	36 (3.1)	35 (2.8)

○「投資助言」のうち主なもの (単位：件、%)

	2023年度	2022年度
助言契約	3 (0.3)	5 (0.4)
助言内容	3 (0.3)	0 (0)

○「その他」のうち主なもの (単位：件、%)

	2023年度	2022年度
会社不満	119 (10.3)	133 (10.5)
I P O	4 (0.3)	2 (0.2)

(注) 括弧内の割合は、苦情申出件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別内訳は、「仕組債」(360件)が3割強を占め、「株式」(296件)、「債券(仕組債を除く)」及び「投資信託」(各129件)が続いた。

(単位：件、%)

	2023年度		2022年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	296	25.6	326	25.8
債券 (仕組債を除く)	129	11.2	124	9.8
仕 組 債	360	31.2	364	28.8
投 資 信 託	129	11.2	188	14.8
デリバティブ	90	7.8	119	9.4
有価証券関連	7	0.6	17	1.3
金融先物等	63	5.5	80	6.3
C F D	16	1.4	19	1.5
その他	4	0.3	3	0.2
E T N	0	0	2	0.2
暗号資産デリバティブ	2	0.2	1	0.1
商品関連デリバティブ	6	0.5	11	0.9
第二種業取扱商品	8	0.7	13	1.0
ラ ッ プ	9	0.8	19	1.5
先物オプション	0	0	3	0.2
そ の 他	126	10.9	96	7.6
合 計	1,155	100	1,266	100

④ 業態別内訳

当年度における業態別内訳は、前年度同様、「証券会社」（1,075件）が大部分を占めた。

（単位：件、％）

		証券会社	登録金融機関	F X 専業	暗号資産取引業者	商品デリバティブ業者	金融商品仲介業者	その他	合計
2023年度	件数	1,075	25	21	2	3	0	29	1,155
	構成比	93.1	2.2	1.8	0.2	0.3	0	2.5	100
2022年度	件数	1,174	26	25	1	7	0	33	1,266
	構成比	92.7	2.1	2.0	0.1	0.6	0	2.6	100

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、「個人」が1,108件、「法人」が47件であった。「個人」の男女の構成比では、前年度同様、男性の比率が女性を上回った。

（単位：件、％）

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2023年度	件数	682	426	47	1,155
	構成比	59.0	36.9	4.1	100
2022年度	件数	726	493	47	1,266
	構成比	57.3	38.9	3.7	100

⑥ 地区別内訳

当年度は東京が7割弱を占め、次いで名古屋、大阪、九州の順となった。

（単位：件、％）

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2023年度	件数	23	28	755	113	11	107	26	30
	構成比	2.0	2.4	65.4	9.8	1.0	9.3	2.3	2.6
2022年度	件数	31	46	747	169	13	129	26	30
	構成比	2.4	3.6	59.0	13.3	1.0	10.2	2.1	2.4

		九州	その他	合計
2023年度	件数	62	0	1,155
	構成比	5.4	0	100
2022年度	件数	75	0	1,266
	構成比	5.9	0	100

(3) 相談の状況

当年度における相談の受付件数は、前年度に比べ37件増（0.8%増）の4,690件となった。

（単位：件）

	2023年度	2022年度
受付件数	4,690	4,653

（注）相談には、一般的な問合せや意見・要望のほか、対処方法に関する相談、口座名義人本人以外（親族、知人、消費生活センター等）からの申出、当センターの取扱い範囲外の事項に関するもの、金商業者等と誤認して当センターへ架電したものを含む。

① 内容別内訳

当年度における内容別内訳は、「制度に関する相談」（1,487件）が最も多く、「事務処理に関する相談」（870件）、「売買取引に関する相談」（628件）が続いた。

（単位：件、%）

		制 度	勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言	その他	合計
2023 年度	件 数	1,487	359	628	870	23	23	1,300	4,690
	構成比	31.7	7.7	13.4	18.6	0.5	0.5	27.7	100
2022 年度	件 数	1,239	542	856	592	39	22	1,363	4,653
	構成比	26.6	11.6	18.4	12.7	0.8	0.5	29.3	100

（注）「制度に関する相談」とは、取引制度一般、法定帳簿、口座開設、あっせん制度等に関する質問及び意見。

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳のうち、主なものは以下のとおりである。

○「制度」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2023年度	2022年度
証券会社（相談窓口の問合せ含む）	847（18.1）	692（14.9）
当センターの業務	316（6.7）	222（4.8）
取引制度	124（2.6）	118（2.5）

（注）1.「証券会社に関する相談」とは、証券会社に関する一般的な質問・意見をいう。

2.「当センターの業務に関する相談」とは、当センターのあっせん制度や取り扱う事案等、当センターの業務に関する質問・意見をいう。

○「売買取引」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2023年度	2022年度
売買一般	263（5.6）	454（9.8）
取引制度	217（4.6）	241（5.2）
無断売買	55（1.2）	52（1.1）

○「事務処理」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2023年度	2022年度
証券会社	334（7.1）	118（2.5）
入出金・入出庫	152（3.2）	104（2.2）
口座開設・移管等	123（2.6）	129（2.8）

○「その他」のうち主なもの

(単位：件、%)

	2023年度	2022年度
他業界	1,147 (24.5)	1,137 (24.4)
保険	38 (0.8)	47 (1.0)
上場企業	34 (0.7)	27 (0.6)

(注) 括弧内は、相談件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別の件数は、「株式」(1,154件)が最も多く、「投資信託」(528件)、「債券(仕組債を除く)」(217件)が続いた。

(単位：件、%)

	2023年度		2022年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	1,154	24.6	988	21.2
債券(仕組債を除く)	217	4.6	300	6.4
仕 組 債	191	4.1	370	8.0
投 資 信 託	528	11.3	565	12.1
デ リ バ テ ィ ブ	179	3.8	290	6.2
有 価 証 券 関 連	15	0.3	18	0.4
金 融 先 物 等	135	2.9	246	5.3
C F D	25	0.5	22	0.5
そ の 他	4	0.1	4	0.1
E T N	0	0	1	0.0
暗号資産デリバティブ	13	0.3	3	0.1
商品関連デリバティブ	18	0.4	14	0.3
第二種業取扱商品	32	0.7	46	1.0
ラ ッ プ	38	0.8	68	1.5
先物オプション	3	0.1	7	0.2
そ の 他	2,317	49.4	2,001	43.0
合 計	4,690	100	4,653	100

④ 業態別内訳

当年度における業態別の件数は、「証券会社」(2,800件)が6割弱を占め、「登録金融機関」(599件)、「FX業者」(72件)が続いた。

(単位：件、%)

		証券会社	登録金融機関	F X 専 業	暗号資産取引業者	商 品 デリバティブ 業 者	金融商品 仲介業者	そ の 他	合 計
2023 年度	件 数	2,800	599	72	30	14	5	1,170	4,690
	構成比	59.7	12.8	1.5	0.6	0.3	0.1	24.9	100
2022 年度	件 数	2,684	707	106	37	9	14	1,096	4,653
	構成比	57.7	15.2	2.3	0.8	0.2	0.3	23.6	100

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、「個人」が4,496件、「法人」が194件であった。なお、「個人」のうち男女の構成比では、前年度同様、男性の比率が女性を上回った。

(単位：件、%)

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2023 年度	件 数	2,798	1,698	194	4,690
	構成比	59.7	36.2	4.1	100
2022 年度	件 数	2,715	1,758	180	4,653
	構成比	58.3	37.8	3.9	100

⑥ 地区別内訳

前年度同様、東京、大阪、名古屋、九州の順となった。

(単位：件、%)

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2023 年度	件 数	81	125	2,240	514	85	934	280	91
	構成比	1.7	2.7	47.8	11.0	1.8	19.9	6.0	1.9
2022 年度	件 数	94	137	2,123	548	86	946	255	111
	構成比	2.0	2.9	45.6	11.8	1.8	20.3	5.5	2.4

		九州	その他	合計
2023 年度	件 数	336	4	4,690
	構成比	7.2	0.1	100
2022 年度	件 数	345	8	4,653
	構成比	7.4	0.2	100

6. 苦情・紛争解決制度に対する利用者の信頼性向上等に向けた対応等

当センターの苦情・紛争解決制度に対する利用者からの信頼性の向上、同種の苦情及び紛争の解決や未然防止等を図るため、前年度に引き続き、当年度においても金融ADR制度の趣旨を踏まえつつ、次のとおり施策を実施した。

(1) 苦情・紛争解決業務及び相談業務の実施について

業務委託元である自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会、一般社団法人日本STO協会）に所属する金商業者等及び個別利用登録した自主規制機関未加入の第二種金商業者と顧客との間の金融商品取引を巡る紛争等解決業務について、顧客からの信頼感・納得感が得られるよう中立かつ公正な立場で、迅速かつ適切な処理に取り組んだ。

(2) あっせん委員及び相談員の資質向上・態勢強化への施策について

- ① あっせん業務の一層の質的向上を図るため、「あっせん業務研究会」を2023年9月12日（東京）及び9月14日（大阪）に開催し、最近のあっせんを取り巻く状況についての意見交換を行った。
- ② 相談員の資質向上を図るため、時宜にかなったテーマを選定し、「相談員研修」を以下のとおり5回開催した。

○「相談員研修」開催状況

	開催日	テーマ	講師
①	2023年 6月27日	第二種金融商品取引業協会の活動について 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程等の改正について	第二種金融商品取引業協会 自主規制業務部長 当センター・業務部長
②	7月31日	金融先物取引業協会の活動について	金融先物取引業協会 監査部次長
③	11月17日	2024年以降の新しいNISAについて	日本証券業協会 証券税制部 上席次長
④	2024年 2月26日	相続・高齢顧客に係る証券取引の留意点	弁護士 (潮見坂綜合法律事務所)
⑤	3月18日	メンタルヘルス研修 「セルフケアでwell-beingを高める」	臨床心理士 (有)カウンセリングオフィス・ヒロ)

(3) 紛争解決業務等の情報開示について

- ① 業務委託元である自主規制機関に対し、各機関に所属する金商業者等に係るあっせん、苦情及び相談に関する統計情報を毎月提供した。

- ② 同種の苦情及び紛争の未然防止のため、あっせん、苦情及び相談に関する統計情報や紛争解決手続事例等を当センターホームページにおいて適宜公表するとともに、実際のあっせん事案に関して参考となる事例等のあっせんの結果・留意事項を取りまとめた「あっせん事例集」を日本証券業協会の協会員へ毎月提供した。
- ③ 苦情の再発防止を図るため、業務を巡って顧客より申出のあった苦情の中から、注意を要すると思われる事例を「苦情事例の概要」として四半期ごとに取りまとめ、日本証券業協会の協会員に提供した。
- ④ 投資信託協会に対して、あっせん及び苦情の対象となった投資信託の種類・商品名等について毎月情報提供した。
- ⑤ 内部管理態勢の強化等に資することを目的に、日本証券業協会主催の研修（内部管理責任者研修等）に3回（うち2回はオンデマンド配信）、その他、最近の苦情・あっせん事例の紹介や事例研究を目的に、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会や消費生活センター等の研修に4回、それぞれ講師を派遣した。
- ⑥ 特定事業者に対して、「第二種金融商品取引業者に関する相談・苦情一覧（2022年10月～2023年9月）」を提供した。

(4) 業務委託元の自主規制機関及び他の金融ADR機関等との緊密な連携について

- ① 業務委託元である自主規制機関との情報交換会を7回実施した。
- ② 台湾のADR機関である財団法人金融消費評議中心（Financial Ombudsman Institution）の杜董事長の来訪を受け、業務説明を行うとともに、意見交換を行った。

(5) 普及啓発・周知活動等について

- ① 当センターの活動内容、あっせん委員の声等を利用者等に提供するため、「機関誌FINMAC」を2回発行し、当センターホームページで公表した（2023年7月及び12月）。
- ② 当センターの業務内容の周知等のため、以下の広報活動を行った。
 - イ. 東京メトロ東西線・日比谷線茅場町駅構内の地図案内に当センター名を掲示した。
 - ロ. 当センターのポスターを全国の財務局・財務事務所宛等へ配布し、FINMACの周知を図った
 - ハ. 日本橋兜町のランドマークビル「KABUTO ONE」内のキューブ型大型LEDディスプレイに、当センターの広告を掲載した。
- ③ アジア証券人フォーラム研修セミナーに講師を派遣した（2023年12月5日）。

(6) 業務の質の向上に向けたその他の継続的な取組みについて

- ① 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会（2回）、金融ADR連絡協議会（3回）に参加した。
- ② 金融審議会市場制度ワーキング・グループ（3回）に参加した。
- ③ 証券取引等監視委員会に出席（1回）し、業務報告を行うとともに、意見交換を行った。
- ④ あっせん委員の選任過程に係る透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を2回開催（2023年5月26日、2024年2月29日）し、あっせん委

員候補者の推薦等について審議した。

- ⑤ あっせん業務の一層の質的向上のための参考に資する観点から、あっせん手続利用者に対するアンケート調査を実施した。また、**2022年度及び2023年度上半期**のアンケート結果を取りまとめ、理事会、運営審議委員会等に報告するとともに、「機関誌 **FINMAC**第**32号**及び**33号**」に掲載した。
- ⑥ **2022年度及び2023年度上半期**における紛争解決業務等実施状況について「検証」を行い、運営審議委員会及び理事会において報告・審議を行った。
- ⑦ あっせん終結結果の概要及び適合性原則等に関する判例情報について、あっせん委員に情報提供を行った。

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

1. 総 会

(1) 通常総会

2023年6月29日、定時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO法）による通常社員総会）を開催し、次の議案を付議したところ、すべて原案どおり承認可決した。

（報告事項）

第1号議案 2022年度紛争解決業務等実施状況の検証について

（審議事項）

第2号議案 2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

第3号議案 2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第4号議案 役員の選任等について

(2) 臨時総会

2023年度における臨時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO法）による臨時社員総会）の開催はなかった。

2. 理 事 会

当事業年度中、理事会を3回（第53～55回）開催し、2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）、2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）、あっせん委員及び運営審議委員会委員の選任、紛争解決業務等の実施状況の検証、あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果、2023年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込みなど、当センターの業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、理事会の開催状況は次のとおりである。

○ 第53回理事会（Hybrid会議方式）2023年6月21日開催

第1号議案 2022年度紛争解決業務等実施状況の検証について

第2号議案 2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

第3号議案 2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 通常総会の開催について

第6号議案 正会員の入会について

第7号議案 運営審議委員会委員等の選任について

第8号議案 あっせん委員の選任について

第9号議案 あっせん委員候補者推薦委員会委員等の選任について

第10号議案 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程等の改正について

- 第54回理事会（Hybrid会議方式）2023年12月13日開催
 - 第1号議案 正会員の入会について
 - 第2号議案 2023年度上半期の状況について
 - (1) 2023年度上半期における紛争解決業務等の状況
 - (2) 2023年度上半期あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果
 - (3) 2023年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証
 - 第3号議案 2023事務年度 監事監査の方針・計画等について
- 第55回理事会（Hybrid会議方式）2024年3月15日開催
 - 第1号議案 2023年4月～12月における紛争解決業務等の状況について
 - 第2号議案 2023年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込みについて
 - 第3号議案 2024年度収支予算成立前における通常経費の支出等について
 - 第4号議案 運営審議委員会委員の選任について
 - 第5号議案 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

3. 運営審議委員会

当事業年度中、運営審議委員会を3回開催し、あっせん委員の選任、2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）、2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）、紛争解決業務等の実施状況の検証、あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果、2023年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込み、2024年度事業計画（案）及び事業会計収支予算（案）など当センターの紛争等解決事業等の業務運営に関する重要事項について審議、了承した。

なお、運営審議委員会の開催状況は次のとおりである。

- 運営審議委員会（Hybrid会議方式）2023年6月5日
 - (1) 2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
 - (2) 2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - (3) あっせん委員の選任について
 - (4) 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程等の改正について
 - (5) 2022年度紛争解決業務等実施状況の検証について
- 運営審議委員会（Hybrid会議方式）2023年11月28日
 - (1) 2023年度上半期の状況について
 - ① 2023年度上半期における紛争解決業務等の状況
 - ② 2023年度上半期あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果
 - ③ 2023年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証
- 運営審議委員会（Hybrid会議方式）2024年3月7日
 - (1) 2023年4月～12月における紛争解決業務等の状況について
 - (2) 2023年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込みについて

- (3) 2024年度事業計画（案）及び事業会計収支予算（案）について
- (4) 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

4. あっせん委員候補者推薦委員会

当事業年度中、理事長の諮問機関であるあっせん委員候補者推薦委員会を2回開催し、あっせん委員候補者の推薦、あっせん委員の再任等について審議した。

なお、あっせん委員候補者推薦委員会の開催状況は次のとおりである。

- 第25回あっせん委員候補者推薦委員会（Hybrid会議方式）2023年5月26日
 - (1) あっせん委員候補者の推薦について
 - (2) 2022年度における紛争解決業務等の状況について
- 第26回あっせん委員候補者推薦委員会（Hybrid会議方式）2024年2月29日
 - (1) あっせん委員候補者の推薦について
 - (2) 2023年4月～12月における紛争解決業務等の状況について

2023年度 財 務 報 告

1. 2023年度会計財産目録

2023年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2024年3月31日現在

科 目	金 額	(単位：円)
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金（現金手許有高）	329,515	
預貯金	44,035,264	
みずほ銀行 兜町証券営業部1	24,424,735	
みずほ銀行 兜町証券営業部2	10,184,838	
ゆうちょ銀行（東京）	9,257,066	
ゆうちょ銀行（大阪）	168,625	
仮払金	3,144	
流動資産合計		44,367,923
2. 固定資産		
敷金（差入保証金）	29,671,500	
退職給付引当資産	13,500,000	
みずほ銀行 退職給付引当預金	13,500,000	
什器備品	16,436,393	
（事務所内装工事費用）	1,945,004	
（事務机・キャビネット）	870,004	
（電話設備及び通話録音装置）	1,560,873	
（シュレッダー）	140,379	
（AED）	1	
（パソコン等）	2,840,939	
（ソフトウェア）	8,238,473	
（あっせん会場環境改善工事）	662,149	
（Web会議システム）	178,571	
固定資産合計		59,607,893
資産合計		103,975,816
II 負債の部		
1. 流動負債		
預り金	1,793,401	
その他流動負債	3,094,217	
（リース債務）	3,094,217	
流動負債合計		4,887,618
2. 固定負債		
退職給付引当金	13,500,000	
その他固定負債	5,296,645	
（リース債務）	5,296,645	
固定負債合計		18,796,645
負債合計		23,684,263
III 正味財産の部		
正味財産		80,291,553

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

2. 2023年度貸借対照表

2023年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2024年3月31日現在

科 目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	329,515		
預 貯 金	44,035,264		
仮 払 金	3,144		
流動資産合計		44,367,923	
2. 固定資産			
敷金（差入保証金）	29,671,500		
退職給付引当預金	13,500,000		
什器備品	16,436,393		
固定資産合計		59,607,893	
資 産 の 部 合 計			103,975,816
II 負債の部			
1. 流動負債			
預 り 金	1,793,401		
その他流動負債	3,094,217		
流動負債合計		4,887,618	
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,500,000		
その他固定負債	5,296,645		
固定負債合計		18,796,645	
負 債 の 部 合 計			23,684,263
III 正味財産の部			
前期正味財産額		89,826,074	
当期正味財産増加額		▲ 9,534,521	
正味財産の部合計額			80,291,553
負債及び正味財産合計			103,975,816

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

3. 2023年度収支計算書

2023年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収入の部			
1. 会費収入等			
正会員会費	96,000		
賛助会員会費等	6,900,000	6,996,000	
2. 助成金収入			
資本市場振興財団	95,000,000	95,000,000	
3. 苦情相談・あっせん事業収入			
諸団体負担金	240,064,620		
第二種金融商品取引業者負担金	43,354,080		
あっせん申立金	4,457,530		
あっせん利用負担金	11,885,720	299,761,950	
経常収入合計			401,757,950
II 経常支出の部			
1. 事業費			
相談、苦情解決及びあっせん事業	307,977,395		
情報提供及び広報事業	3,358,324	311,335,719	
2. 管理費			
事務局運営費	29,002,601		
賃借料	43,491,800		
諸謝金	600,000		
役員報酬	27,130,000	100,224,401	
経常支出合計			411,560,120
経常収支差額			▲ 9,802,170
III その他資金収入の部			
1. 受取利息	61		
2. 雑収入	0	61	
その他資金収入合計			61
IV その他資金支出の部			
1. 予備費	0		
2. 固定資産取得支出（敷金）	5,232,000	5,232,000	
その他資金支出合計			5,232,000
その他資金収支差額			▲ 5,231,939
当期収支差額			▲ 15,034,109
前期繰越収支差額			57,608,631
次期繰越収支差額			42,574,522

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

(別紙) 諸団体負担金

(単位：円)

団体名	基本分担金	実績分担金		分担金合計
		分担率 (%)	分担金額	
日 本 証 券 業 協 会	2,435,000	89.89	205,519,660	207,954,660
投 資 信 託 協 会	1,005,000	0.10	228,635	1,233,635
日 本 投 資 顧 問 業 協 会	4,130,000	2.06	4,709,873	8,839,873
金 融 先 物 取 引 業 協 会	685,000	6.29	14,381,118	15,066,118
第二種金融商品取引業協会	3,040,000	1.26	2,880,796	5,920,796
日本暗号資産取引業協会	70,000	0.39	891,675	961,675
日 本 S T O 協 会	65,000	0.01	22,863	87,863
合 計	11,430,000	100	228,634,620	240,064,620

2023年度 役員・運営審議委員・あっせん委員等名簿

1. 役員

2024年3月31日 現在（50音順・敬称略）

理事長	佐藤 隆文	元金融庁長官
専務理事	高橋 康文	当センター（常勤）
理事	青木 浩子	千葉大学大学院社会科学研究院 教授
〃	岩原 紳作	東京大学 名誉教授
〃	原田 喜美枝	中央大学商学部 教授
〃	松尾 元信	日本証券業協会 専務理事
監事	石黒 淳史	日本証券業協会 常任監事

2. 特別顧問

2024年3月31日 現在（敬称略）

特別顧問	滝本 豊水	弁護士（弁護士法人ほくと総合法律事務所）
------	-------	----------------------

3. 運営審議委員会

2024年3月31日現在（50音順・敬称略）

委員長	弥 永 真 生	(明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授)
委員	青 木 一 郎	(一般社団法人第二種金融商品取引業協会 専務理事)
〃	祝 迫 得 夫	(一 橋 大 学 経 済 研 究 所 教 授)
〃	魚 津 亨	(水戸証券株式会社 代表取締役副社長)
〃	岡 田 則 之	(一般社団法人日本投資顧問業協会 副会長・専務理事)
〃	川 元 由喜子	(フ ォ ス タ ー ・ フ ォ ー ラ ム 理 事)
〃	倉 橋 博 文	(弁 護 士)
〃	藏 原 文 秋	(シティグループ証券株式会社 取締役会長)
〃	櫻 井 裕 子	(大和証券株式会社 代表取締役専務取締役)
〃	杉 江 潤	(一般社団法人投資信託協会 副会長・専務理事)
〃	高 橋 伸 子	(生 活 経 済 ジ ャ ー ナ リ ス ト)
〃	平 田 公 一	(一般社団法人日本STO協会 常務執行役員・事務局長)
〃	増 田 哲 弥	(三菱地所投資顧問株式会社 代表取締役社長執行役員)
〃	松 本 昌 男	(日 本 証 券 業 協 会 常 務 執 行 役)
〃	水 野 晋 一	(野村証券株式会社 代表取締役常務)
〃	森 嶋 淳 浩	(株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 常 務 執 行 役 員)
〃	山 崎 晃 義	(一般社団法人金融先物取引業協会 専務理事)

4. あっせん委員候補者推薦委員会

2024年3月31日現在（50音順・敬称略）

委員長	金 子 晃	(弁 護 士 (慶 應 義 塾 大 学 名 誉 教 授))
委員	北 田 幹 直	(弁 護 士 (元 大 阪 高 等 検 察 庁 検 事 長))
〃	滝 本 豊 水	(弁 護 士 (弁 護 士 法 人 ほ く と 総 合 法 律 事 務 所))

5. あっせん委員名簿

2024年3月31日現在（地区別50音順・敬称略）

○ 北海道地区（2名）

○ 東北地区（2名）

○ 東京地区（16名）

祖母井 里重子
後 藤 雄 則
小 野 浩 一
真 田 昌 行
池 田 秀 雄
池 永 朝 昭
河 村 明 雄
木 崎 孝
木 野 綾 子
児 島 幸 良
柴 谷 晃
末 吉 宜 子
谷 崎 研 一
千 葉 道 則
野 間 敬 和
羽 尾 芳 樹
松 井 秀 樹
松 野 絵里子
山 口 健 一
山 本 正
江 本 泰 敏
川 合 伸 子
川 上 敦 子
堀 口 久
高 木 利 定
長 澤 裕 子
岸 本 達 司
小 松 一 雄
塩 野 隆 史
高 田 泰 治
中 務 尚 子
山 田 長 伸
寺 垣 玲
山 本 英 雄
滝 口 耕 司
藤 本 邦 人
岡 崎 信 介
黒 川 忠 行
(38名)

○ 名古屋地区（4名）

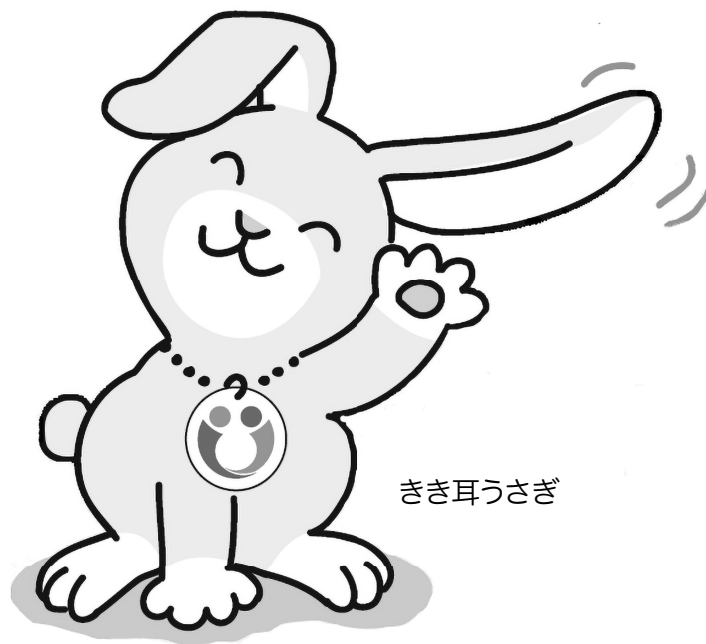
○ 北陸地区（2名）

○ 大阪地区（6名）

○ 中国地区（2名）

○ 四国地区（2名）

○ 九州地区（2名）



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

指定金融ADR機関

(金融庁)

